

ちばアクアラインマラソン2026  
袖ヶ浦市イベント会場等 出店要項

今回で7回目となる「ちばアクアラインマラソン 2026」の開催にあたり、県内外から参加する1万人を超えるランナーをはじめ、応援者や関係者の来場が見込まれることから、袖ヶ浦市イベント会場でグルメ（飲食）やお土産（物販）などの出店に関する要項を下記のとおり定める。

## 1 出店申込書類

- (1) 出店申込書（様式1）
- (2) 誓約書兼同意書（様式2）
- (3) 飲食品提供に係る千葉県内一円において営業可能な食品営業許可証の写し

## 2 申込方法

- (1) 電子フォーム（インターネット）から申込み  
<https://logoform.jp/form/tSXa/1581364>



（電子フォーム）

- (2) 出店申込書に必要事項を記入の上、郵送又はメール、FAXによる申込み  
【提出先】

ちばアクアラインマラソン袖ヶ浦市実行委員会事務局  
（袖ヶ浦市スポーツ振興課内）

- ・ 郵送の場合 : 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1
- ・ FAXの場合 : 0438-63-9680
- ・ メールの場合 : E-mail [sode31@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode31@city.sodegaura.chiba.jp)

## 3 提出期限

令和8年6月30日（火）

#### 4 出店場所

- (1) 袖ヶ浦公園第2駐車場
- (2) 袖ヶ浦駅北口イベント会場

#### 5 出店日時

- (1) 袖ヶ浦公園第2駐車場  
令和8年11月8日(日)10時30分～14時30分(予定)
- (2) 袖ヶ浦駅北口イベント会場  
令和8年11月8日(日)10時00分～16時00分(予定)

#### 6 搬入時間

- (1) 袖ヶ浦公園第2駐車場  
令和8年11月8日(日)08時00分～10時15分(予定)
- (2) 袖ヶ浦駅北口イベント会場  
令和8年11月8日(日)07時30分～09時45分(予定)

#### 7 搬出時間

- (1) 袖ヶ浦公園第2駐車場  
令和8年11月8日(日)14時30分～16時30分(予定)
  - (2) 袖ヶ浦駅北口イベント会場  
令和8年11月8日(日)16時00分～18時00分(予定)
- ※上記時間内であっても、会場内に来場者が滞留している場合は、撤去不可。

#### 8 出店規模

出店区画は以下の2種類とする。

- ・大区画：間口5.4m×奥行3.6m(3間×2間)※キッチンカーは大区画
- ・小区画：間口2.7m×奥行3.6m(1.5間×2間)

#### 9 販売品目

- (1) 袖ヶ浦市・千葉県内の飲食物・特産品(農水産物)・名産品の販売・PR
- (2) その他、市実行委員会が認めたもの

※販売できないもの（大会スポンサー関係に伴う制約）

- ✓パン・菓子パン（洋菓子を含む）
- ✓スポーツドリンク
- ✓大豆製品
- ✓氷（かき氷は可）

#### 【補足説明】

- ・パン・菓子パンについて、一般的に流通している商品が販売・提供不可の対象であり、下記の例に該当する商品は販売可能となる。  
例）千葉県産〇〇（原材料）を使用したオリジナルパン
- ・その他、上記以外の出店品目の内容等によって、販売できない場合がある。  
実際の販売可否については、大会実行委員会と協議の上で決定する。

### 10 出店者基準

出店者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （１）千葉県内一円の営業許可を有している者
- （２）その他市実行委員会等が認めた者

### 11 出店者条件

出店者は、次の条件をいずれも満たした者とする。

- （１）開催期間中、本要項に記載の開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- （２）法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- （３）法令等に違反して過去１年間処分を受けていないこと。
- （４）保健所に対する手続きが必要な飲食物販売の出店者については、食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設に必要な許可を受け、過去１年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同法第２条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員等として、暴力団員を使用し、又は雇用していないこと。

## 12 出店申請

出店希望者は、事務局が定める期日までに関係書類を提出するものとする。

## 13 出店の決定

出店申請者から提出された書類の記載内容について、本要項に基づき審査し、選定を行う。

なお、定員を超える申請があった場合は、市内事業者を優先して調整する。

## 14 出店料及び経費負担

出店料は無料とする。ただし、次に掲げる経費は出店者が負担するものとする。

- (1) 会場までの往復物流費・交通費・販売に係る人件費・ゴミ処理費(持ち帰り)
- (2) 保健所への申請等に要する費用(申請費用、検査費用)等
- (3) その他、出店に要する原材料、テント、机、椅子、発電機等の経費

## 15 出店責任者

- (1) 出店者は、販売員の中から責任者を定め、出店期間中常駐させるものとする。
- (2) 責任者は、事務局の指示に従い、当該出店の管理運営に当たらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う責任者は、販売等が衛生的に行われるよう配慮し、販売員の指導に努めなければならない。

## 16 禁止事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) ドーピング該当物質を含む栄養ドリンク等を販売すること。
- (6) 危険物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (8) 販売行為以外で火気を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 17 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは各自で搬出・処理し、環境美化に努めること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、空きびん、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (4) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、事務局が別途交付する駐車許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
- (5) 販売品等の搬入・陳列及び搬出は、大会運営に支障を来たさないよう、事務局が指示する時間内に完了させること。
- (6) 接客に当たっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心掛けること。
- (7) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (8) その他事務局の指示に従うこと。

## 18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対して、事務局は一切の責任を負わないものとする。

## 19 事故等発生時の対応

売店において、事件・事故等が発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、出店責任者は直ちに事務局に連絡するとともに、その指示に従い処理するものとする。

## 20 出店の取消し

事務局は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は事務局に対して損害賠償等を請求することができないものとする。

- (1) 本要項又は関係法令に違反したとき。
- (2) 出店決定を受けた者が、虚偽の申請で出店決定を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他、事務局が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 21 原状回復

出店者はイベント終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状復帰しなければならない。

## 22 損害賠償

出店者は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 23 イベントの中止

本大会は原則として雨天の場合でも通常開催するが、荒天や事故等の場合、イベント中止となる可能性があり、中止の場合であっても、出店に係る責任・経費の負担等に対して事務局は一切の責任を負わないものとする。

## 24 その他

この要項に疑義が生じたときは、関係者と協議して事務局が定める。また、この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に必要な事項は別に定める。